

県南広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和8年2月17日

県南広域振興局長 菅原健司

- 1（1）路線名 107号
 - （2）供用開始の区間
 - ア 遠野市小友町14地割48番1地先から13地割127番地先まで
 - イ 遠野市宮守町下鱒沢33地割86番1地先から32地割168番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 令和8年2月17日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 令和8年2月17日から同年3月17日まで
- 2（1）路線名 283号
 - （2）供用開始の区間 遠野市宮守町下宮守26地割202番1地先から192番7地先まで
 - （3）供用開始の期日 令和8年2月17日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
 - イ 期間 令和8年2月17日から同年3月17日まで